

青森県県営住宅・特定公共賃貸住宅

駐車場利用のしおり

このしおりは、入居のしおりと
ともに大切に保管して下さい。

令和2年6月改訂版

指定管理者 ○ ○ ○ ○

電話 0000-00-0000

目次

①申込みから返還まで	1
②駐車場利用者（申込者）の資格	2
③利用できる車両の要件	2
④駐車場利用申込受付期間	2
⑤利用申込みに必要な書類	2
⑥駐車場利用者の決定	3
⑦利用承認の取消し	3
⑧利用開始後の手続き	4
(1) 利用承認事項の変更	
(2) 車両の変更	
(3) 駐車場の利用をやめる場合	
⑨使用料について	4
⑩その他	4
(1) 駐車場を利用するマナー	
(2) 利用者の損害賠償責任	
(3) 県の損害賠償責任	
(4) 自家用車両の保管場所証明申請（車庫証明）について	
(5) 来客などの場合の駐車場所について	
⑪様式集	6

①申込みから返還まで

利用できる区画数は、1住戸あたり1区画が基本です。

ただし、団地により駐車区画に余裕がある場合は、2台目の駐車区画としてさらに1住戸あたり1区画申込みできます。

	1台目を申込みの場合	2台目を申込みの場合
申込受付 (1台目と2台目をあわせて申込み場合は、それぞれ書類を作成してください。)	駐車場利用承認申請書および添付書類を指定管理者に提出してください。	駐車場利用承認申請書および添付書類に加えて、「駐車区画利用申込受付書」を指定管理者に提出してください。 ↓ 抽選となります。



駐 車 場 利 用 承 認	提出された書類を審査し、駐車場利用承認書が交付されます。
	利用開始後に氏名、車種等に変更があった場合は、以下の書類を指定管理者に提出してください。 1 駐車場利用変更届 2 自動車検査証の写し等の添付書類



使 用 料 納 付	使用料の口座振替日は25日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。金融機関の窓口で支払う場合は月末までをお願いします。 ※利用期間がひと月に満たない月の使用料は、日割り計算となります。
-----------	--



返 還	退去などによる返還の場合は、退去の5日前までに駐車場返還届を指定管理者に提出してください。（駐車場の利用のみを取りやめる場合も同様です。）
-----	---

※各申込書等の用紙は、指定管理者で用意しています。また、管理人宅にもあります。

※必要な添付書類は、利用しようとする車両により異なりますので「⑤利用申込みに必要な書類」をご覧になるか、指定管理者までお問い合わせください。

② 駐車場利用者（申込者）の資格

当該県営住宅または特定公共賃貸住宅の入居者であること。

③ 利用できる車両の要件

原則として駐車区画に納まるサイズの車両で、概ね、長さ490cm以下、幅180cm以下の車両であり、次の（１）～（３）のいずれかに該当する車両であること。

- （１）入居者または同居者（以下「入居者等」という。）が、所有または使用（以下「所有等」という。）する車両。
- （２）入居者等が、常時通勤等に使用している勤務先の車両。
- （３）入居者等の介護または支援等に必要と認められる、介護サービス事業者等がその業のために所有等している車両もしくは3親等以内の親族が所有等している車両。（1住戸につき1区画まで。）

④ 駐車場利用申込受付期間

- （１）新規入居者は、入居申込みと同時に駐車場の利用申込みができます。2台目の区画に空きがある場合は、2台目の申込みも受け付けます。
- （２）入居者及び同居者が、駐車場を利用していない場合で、新たに駐車場の利用を希望するときは、利用調整が必要となる場合がありますので事前にご相談ください。
- （３）駐車区画数に余裕がある団地で、2台目の駐車区画の継続利用の申込みは、原則、毎年1月10日から1月25日までの年1回受け付けています。

⑤ 利用申込みに必要な書類

- （１）「駐車場利用承認申請書」に必要事項を記入し、次のア～エのそれぞれの場合に必要な書類を添付し指定管理者へ提出してください。（これらのほか、必要と認められる書類の提出を求める場合があります。）
 - ア 自動車検査証の登録名義（所有者または使用者）が入居者等と同一の場合
 - ・自動車検査証の写し
 - イ 自動車検査証の登録名義（所有者または使用者）が入居者等と異なる場合（勤務先の車両や別居する親名義の車両などの場合。）
 - ・自動車検査証の写し

- ・自動車の使用者証明について
- ウ 新たに車両を購入、保有および使用等する場合
- ・当該車両に係る注文書等その事実を証明する書類（写し可）
 - ・自動車検査証の写し（納車後）
- エ 介護等に必要と認められる車両で利用する場合
- ・自動車検査証の写し
 - ・申込み理由などを明記した理由書（任意様式）
- (2) 2台目駐車区画の継続利用の申込みを行う場合は、(1)の書類と併せて「駐車区画利用申込受付書」に必要事項を記入のうえ提出してください。その際、駐車場抽選券をお渡しします。保管しておいてください。2台目の駐車区画の抽選結果の通知方法は申込みの際に指定管理者へご確認ください。

⑥ 駐車場利用者の決定

「駐車場利用承認申請書」を審査し、問題がないと認められた場合は利用が承認され、「駐車場利用承認書」が交付されます。駐車場の利用期間は、「駐車場利用承認書」に記載されている利用開始日から返還した日までとなります。

2台目の駐車区画は、申込み者数が募集区画数を上回る場合、抽選により利用者が決定されます。2台目駐車場の利用期間は、原則として利用開始日の属する年度の末日までとなります。ただし、駐車場を利用していない住戸の駐車区画を2台目の駐車区画として割り当てられた方については、年度途中であっても明け渡していただく場合がありますのでご了承ください。

また、管理上の都合により、区画の位置が変更になる場合がありますのでご了承ください。

⑦ 利用承認の取消し

次の(1)～(6)のいずれかに該当したときは、駐車場の利用承認が取り消されます。

- (1) 駐車場利用承認書に記載した条件に違反したとき
- (2) 不正な手段により利用承認を受けたとき
- (3) 使用料を滞納（3か月以上）したとき
- (4) 駐車場またはその付帯設備を故意に毀損したとき
- (5) その他管理上必要があると県が認めるとき
- (6) 退去により利用者資格を失ったとき

⑧利用開始後の手続き

(1) 利用承認事項の変更

「駐車場利用承認申請書」の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに「駐車場利用変更届」を提出してください。

(2) 車両の変更

駐車場を利用する車両を変更するときは、変更後すみやかに「駐車場利用変更届」および自動車検査証の写し等の添付書類を提出してください。

(3) 駐車場の利用をやめる場合

駐車場を返還する場合には、利用をやめる日の5日前までに「駐車場返還届」を提出してください。住宅も同時に返還する場合は、「県営住宅返還届」とあわせて提出してください。

⑨使用料について

(1) 月額使用料は、「駐車場利用承認書」に記載されている金額となります。

(2) 利用期間がひと月に満たない月の使用料は日割り計算となります。

(3) 使用料は、利用承認書の利用期間開始日から返還日までが対象となります。

(4) 使用料の口座振替日は25日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。金融機関の窓口で支払う場合は月末までをお願いします。

(5) 使用料の減免について

ア 対象となる方は、次の（ア）、（イ）両方の要件を満たす方で、申し出により使用料の減免を行います。

（ア）収入が著しく低いこと

（イ）駐車場を利用している車両（入居者等が所有等する車両に限る。）が、身体障害者等である入居者等のために使用するものであることを理由に自動車税または軽自動車税の減免を受けていること

イ 使用料の減免金額の算定方法は、家賃の減免方法に準じます。

ウ 特定公共賃貸住宅の入居者は、対象となりません。

エ 減免の詳細及び手続きは、指定管理者までお問い合わせください。

⑩その他

(1) 駐車場を利用するマナー

駐車場を利用する方は、次のことを守り、他人への迷惑とならないようにしてください。

ア 駐車場内における事故を未然に防ぐよう努めてください。

イ 除排雪は、利用者が協力して行ってください。

- ウ 駐車場を正常に利用できるよう努めてください。
- エ 指定された駐車区画以外の区画には、駐車しないでください。
- オ 駐車場以外の、通路や緑地などには駐車しないでください。

(2) 利用者の損害賠償責任

利用者の責めに帰すべき事由によって駐車場または標識などの付帯設備を破損したときは、直ちに県に届けるとともに、自己の責任においてすみやかにこれを原状回復していただきます。

(3) 県の損害賠償責任

県の瑕疵^{かし}によらない団地内の事故による利用者等の損害については、県は賠償の責めを負いません。

(4) 自動車保管場所証明申請（車庫証明）について

ア 県が利用承認している区画（2台目の利用区画を含む）は、原則として車庫証明の対象となりますが、勤務先の車両及び自動車検査証に記載されている使用者が入居者等以外の車両の駐車区画は、車庫証明の対象にはなりません。車庫証明の対象とならない区画の利用承認書にはその旨が表示されます。

イ 駐車場利用承認書は、車庫証明の申請に必要な保管場所の使用権原書（保管場所使用承諾証明書）として、使用することができます。（原本を提示のうえ、写しを提出して下さい。）
また、車庫証明の申請に必要な保管場所の所在図及び配置図は、指定管理者で用意しています。

(5) 来客などの場合の駐車場所について

来客用の駐車区画がある団地では当該駐車区画が利用できます。来客用駐車区画の管理は団地自治会などが行っていますので、利用方法等は、団地自治会などに確認してください。

第 32 号様式(第 27 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
 住宅の番号 棟 号
 県営住宅所在地

 利用者氏名 ⑩

駐車場利用承認申請書

下記のとおり駐車場を利用したいので、青森県県営住宅条例第 29 条第 1 項の規定により申請します。

記

利 用 開 始 希 望 年 月 日	年 月 日		
駐 車 す る 車 両	車 種 名		
	自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号		
	長 さ cm	幅 cm	高 さ cm
	所有者の氏名又は名称		
	使用者の氏名又は名称		

- 注 1 自動車検査証の写しを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 36 号様式(第 33 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地

利用者氏名

駐車場利用変更届

下記のとおり変更があつたので、青森県県営住宅規則第 33 条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
車 種 名			
自動車登録番号又は車両 番 号			
長 さ	cm	cm	
幅	cm	cm	
高 さ	cm	cm	
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第 34 号様式(第 32 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
 住宅の番号 棟 号
 県営住宅所在地

 利用者氏名 ⑩

駐車場使用料減免申請書

青森県県営住宅条例第 30 条第 2 項の規定により駐車場の使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 希望する減免の内容

減免を受けようとする金額	月額 円
減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 減免を希望する理由

- 注 1 減免を希望する理由を証明する書類を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名 ⑩

駐車場返還届

下記のとおり駐車場を返還したいので、青森県県営住宅規則第34条の規定により届け出ます。

記

返還年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

年 月 日

自動車の使用者証明について

住 所

氏 名 ⑩

(会社名)

電 話 () -

私が所有(使用)する別添自動車検査証の自動車は、下記の者が常時使用していることを証明します。

記

常時使用者

住所

団地 号棟 号室

氏名

電話 () -

第 21 号様式(第 24 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
 住宅の番号 棟 号
 特定公共賃貸
 住宅所在地

利用者氏名

駐車場利用変更届

下記のとおり変更があつたので、青森県特定公共賃貸住宅規則第 24 条の規定により届け
 出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
車 種 名			
自動車登録番号又は車両 番 号			
長 さ	cm	cm	
幅	cm	cm	
高 さ	cm	cm	
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸
住宅所在地
利用者氏名 ⑩

駐車場返還届

下記のとおり駐車場を返還したいので、青森県特定公共賃貸住宅規則第 25 条の規定により届け出ます。

記

返還年月日 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。